

きゅう師免許証

北海道

山下 太郎

昭和五十五年二月五日生

あん摩マッサージ指圧師はり師
きゅう師等に関する法律(昭和
二十二年法律第二百七号)により
きゅう師の免許を与える

厚生労働大臣 川崎 二郎

きゅう師名簿に登録しこの証明書を交付する

平成十八年四月七日登録

第一三二三八五号

平成十八年四月七日交付

指定登録機関 財団法人東洋療法研修試験財団

理事長 長谷川 慧重



はり師免許証

北海道

山下 太郎

昭和五十五年二月五日生

あん摩マッサージ指圧師はり師
きゅう師等に関する法律(昭和
二十二年法律第二百七号)により
はり師の免許を与える

厚生労働大臣 川崎 二郎

はり師名簿に登録しこの証明書を交付する

平成十八年四月七日登録

第一三二五五五号

平成十八年四月七日交付

指定登録機関 財団法人東洋療法研修試験財団

理事長 長谷川 慧重

